

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月4日	湖国バス株式会社(法人番号 4160001008270) 代表者立川敬一	滋賀県彦根市駅東町15番 1	彦根営業所	滋賀県彦根市野口町333番地3号	警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年5月10日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼実施義務違反【不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)	2	2
令和4年7月12日	トラスボ4166合同会社(法人番号 1140003011038) 代表者高橋清人	兵庫県明石市太寺大野町 2701-4	神戸	兵庫県神戸市西区水谷1丁目5-9	輸送施設の使用停止(90日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和4年1月21日及び同年1月31日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(5)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	9	9
令和4年7月19日	富士観光バス株式会社(法人番号 5290001044467) 代表者鶴篤	福岡県朝倉郡筑前町依井 342番地	関西営業所	大阪府泉佐野市上瓦屋660番地2	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年6月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)	0	0